

## 「建設業法に基づく営業停止命令に関するお知らせ」

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものとして、公正取引員会から平成29年2月16日に排除措置命令を受けたことにより、国土交通省関東地方整備局から本日付で建設業法第28条第3項の規定に基づき営業停止処分を受けることとなりましたので、以下お知らせ致します。

当社として、今回の処分を厳粛に受け止め、今後より一層法令遵守の徹底を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 営業停止の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

注1：「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

注2：「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3：「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいう。

注4：「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

### 2. 期間：平成29年7月27日から平成29年8月25日までの30日間

以上

平成29年7月12日

(所在地) 島根県松江市東出雲町揖屋667番地1  
(会社名) 三菱マヒンドラ農機株式会社  
(代表者名) 代表取締役 末松 正之